

いわゆる累積型のコンセプトに基づく担保取得による融資への取組み事例（中間試案第19【案19.1.1】/部会資料35第3、2関連）

将来発生する債権を目的とする譲渡担保権のうち、倒産手続の開始後に発生する債権についても担保の効力が及ぶという理解の下で担保を取得しているケース（いわゆる「累積型」のコンセプトに基づく担保取得）について、全国銀行協会（全銀協）は、全国地方銀行協会（地銀協）の協力を得て、加盟銀行に対するアンケート(*)を実施した。以下は当該アンケートにおいて、累積型として担保取得しているとの回答を得たファイナンス類型を整理したものである。

(*)両協会における融資業務・担保の取扱いに関する検討部会の委員銀行（20数行）に対して行ったものであり、すべての加盟銀行に対して実施したものではない。

累積型として担保取得しているファイナンスの類型	概要（主な事例）	備考（取引件数・規模等）
発電事業（太陽光、風力、火力、バイオマスなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業を営む者に対する設備資金融資に伴い、将来の電力量料金支払請求権、補償債権及び損害賠償債権等の債権を集合債権譲渡担保として取得 ・また、将来の当該発電事業を運営するにあたり必要な全ての動産も担保として取得 ・なお、債務者（担保提供者）は、発電専業事業者やSPCだけでなく、一般事業会社が行う発電事業を対象としているケースも多く存在 	5割程度の銀行より回答 件数：1行当たり数件から最大数千件（2～3千件）程度 金額：取引1件につき数十万円～数百億円程度
公共施設・インフラ関係等関係プロジェクトファイナンス（空港、鉄道、道路、港湾等の公共施設や、石油、天然ガス、鉄鉱石等の資源開発等）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・インフラ関係のPFI事業者、コンセッション事業者等に対する設備資金融資に伴い、将来の当該PFI事業、コンセッション事業において発生する全ての債権を原則として集合債権譲渡担保として取得 ・また、石油や天然ガスなどのプロジェクトから動産が生産される場合は、当該動産も集合動産譲渡担保として取得 ・加えて、融資の対象となる生産設備も担保として取得 	2割弱の銀行より回答 件数：1行当たり十数件～100件程度 金額：取引1件につき数億円～数千億円（2～3千億円）程度
医療法人向けファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・開業資金等の設備資金融資に伴い、医療事業者に対する国保・社保等から支払われる診療報酬債権や介護報酬等を集合債権譲渡担保として取得 	2割弱の銀行より回答 件数：1行当たり数件～数十件程度 金額：取引1件につき数百万円～100億円程度
航空機・船舶ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機購入資金の融資時に用船料債権やリース料債権を、集合債権譲渡担保として取得 ・また、航空機、船舶自体も担保取得しているほか、用船契約等のリース契約の地位（契約上の地位）についても、譲渡予約の方式により担保として取得 	約1割の銀行より回答 件数：1行当たり数百件（100～200件）程度 金額：取引1件につき数十億～数千億円（2～3千億円）程度
買収（M&A）ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・全資産担保の取得の一環として、将来の売掛債権を集合債権譲渡担保として取得(*) ・また、対象会社の事業から発生する在庫、事業活動に必要な機械設備などの動産を、全資産担保の一環として同時に担保として取得 (*）その他、事業の内容・構造に応じて、消費税還付債権、継続的に発生する貸付債権（借入人グループ会社間のインターカンパニーローン、フランチャイジー向け貸付金等）等の将来債権を担保取得している事例もあり	約1割の銀行より回答 件数：1行当たり数十件程度 金額：取引1件につき数十～数百億円程度

（注）冒頭の説明のとおり、上記の結果は、加盟銀行が累積型として担保取得しているファイナンス類型が上記のみに限定されることを意味するものではない。